

別表(第7条関連)

事業名	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・補助額
(1) チャレンジショップ事業	商工団体等	第4条にかかる事業	チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕費並びに旅費	【補助率】 補助対象経費の3分の2以内
(2) 空き店舗対策事業 ※注	出店者又は商工団体等(第5条(2)の要件を満たすもの)		店舗改装費 ア 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は、補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。) イ 設備及び備品は原則として補助対象外とするが、改装に密着で不可欠なものは補助対象とする。 ウ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は、補助対象外とする。	
(3) 店舗魅力向上事業 ※注	民間事業者(第5条(3)の要件を満たすもの)		当該地域の商業振興計画に基づき作成した事業計画を実施に必要な次の経費 (1) 店舗改装費 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は、補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。) (2) 設備費 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は、補助対象外とするが、経営の効率化等、事業計画の実施に不可欠な設備及び備品については補助対象とする。 (3) その他経費 (1) 及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要があると認めた経費	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 【補助限度額】 上限額100万円 下限額 10万円

※注 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税は、補助対象外とする。